

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第356号
令和2年11月20日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

許可漁業等からの暴力団排除の推進について(通達)
漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)により改正された漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)において、許可漁業等の適格性要件等に暴力団排除条項が整備され、令和2年12月1日に施行されることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との緊密な連携の下、許可漁業等からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、別添「知事許可漁業、漁業権漁業等における暴力団の介入の排除について」(令和2年11月20日付け2水管第1591号)が発出されているので参考とされたい。

記

1 暴力団排除に関する規定

(1) 照会対象となる者

- ア 漁獲割当管理区分において当該漁獲割当割合の設定等(漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の移転を含む。以下同じ。)を求める者(法第17条、第21条及び第22条関係)
- イ 大臣許可漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)を受けようとする者(法第36条関係)
- ウ 知事許可漁業の許可等を受けようとする者(法第57条関係)
- エ 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者(法第69条関係)
- オ 沿岸漁場管理団体の指定を受けようとする者(法第109条関係)

(2) 排除対象者

- ア 漁獲割当管理区分において当該漁獲割当割合の設定等を求める者、大臣許可漁業の許可等を受けようとする者、知事許可漁業の許可等を受けようとする者及び漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者(法第18条、第21条、第22条、第41条、第58条及び第72条関係)
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない

者（以下「暴力団員等」という。）

(イ) 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

(ウ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 沿岸漁場管理団体の指定を受けようとする者（法第110条関係）

(ア) その役員又は政令で定める職員のうちに暴力団員等がある者

(イ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

1 (1) の照会対象となる者（漁獲割当管理区分において当該漁獲割当割合の設定等を求める者のうち当該管理区分が大臣管理区分であるもの及び大臣許可漁業の許可等を受けようとする者（以下「農林水産大臣への申請者」という。）を除く。）が、排除対象に該当するか否か確認する必要がある場合は、都道府県水産部局の漁業法に関する事務を担当する課の長（以下「都道府県水産主管課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号。以下「情報提供通達」という。）に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

なお、農林水産大臣への申請者が、排除対象であるか否かを確認するための照会は、水産庁の漁業法に関する事務を担当する課の長から警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に対して行われる。照会に関して、警察庁が警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課に対して暴力団排除条項該当性について調査依頼を行った場合は、確実な資料に基づき、的確に対応すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2 (1) による照会以外で、照会対象となる者が暴力団排除対象に該当すると認める事実を確認した場合、農林水産大臣への申請者については水産庁資源管理部管理調整課長に対し、その他の者については当該事実が確認された区域を管轄する都道府県水産主管課長に対し、通知を行うこと。

また、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

(3) その他

前記1 (1) の照会対象となる者のほか、法第119条第1項及び第2項の規定により都道府県知事が定めた規則に基づく許可又は法第132条2項4号の規定による漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第42条第1項に基づく特定水産動植物採捕許可（都道府県知事の許可に限る。）に関する暴力団排除条項該当性について、都道府県

水産主管課長から暴力団対策主管課長等に対して照会が行われた場合は、情報提供通達に基づき、適切に対応すること。

なお、漁業法施行規則第34条に規定する試験研究等の場合の適用除外の許可及び同規則第42条第1項に基づく特定水産動植物採捕許可（都道府県知事の許可以外のもの。）に関する暴力団排除条項該当性の照会については、警察庁が対応する。

3 保護対策

都道府県水産部局の各事務を主管する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添、別記様式は省略